

平成26年(行ウ)第8号 安全な場所で教育を受ける権利の確認等請求事件

原告 1 の 1 外

被告 福島 県 外 7 名

準備書面(4)

平成27年11月20日

福島地方裁判所民事部 御中

被告福島県訴訟代理人弁護士

渡 辺 健 寿



同訴訟復代理人弁護士

渡 辺 慎 太 郎



同

鈴 木 靖 裕



同

久 納 京 祐



同

安 倍 孝 祐



原告準備書面(5)に対する反論

第1 「第1 情報の隠匿の違法について(訴状請求原因第3の1)」に対して

1 「1 法令等について」について

(1) (1)について

アについて、原告らが引用する原子力災害対策特別措置法の条項の存在について認める。

イについて、原告らが引用する原子力災害対策特別措置法の条項の存在について

認める。

ウについて、原告らが引用する原子力災害対策特別措置法の条項の存在について認めるが、「放射線量もしくは放射性物質の拡散状況の情報収集及び拡散状況等の推定ないし予測に関する情報」が同法26条1項1号に規定する「原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報」に該当するとの点について否認する。

エについて、原告らが防災基本計画（ただし、原告らが「平成24年9月の修正前のもの」と指摘する点について、原発事故時点において存在する防災基本計画は平成20年2月作成のものである）につき原告ら引用部分の存在を認めるが、原告らが主張する文科省の義務について認否の限りでない。

- (2) (2)について、原告らが引用する防災指針の記載の存在について認める。
- (3) (3)について、原告らが引用する福島県地域防災計画・原子力災害対策編の記載の存在について認める。
- (4) (4)について、原告らが引用する国会事故調査報告書及び防災指針の記載の存在については認めるが、「SPEEDIは防災指針上、重要な位置づけを与えられてきた」との点は争う。
- (5) (5)について、原告らが引用する緊急時モニタリング指針の記載の存在については認める。

2 「2 被告国及び被告福島県の公務員の職務上の義務」について

- (1) (1)について、被告福島県として認否の限りでない。
- (2) (2)について、「職務上の義務があった」との点につき、県地域防災計画において住民等への情報の提供は「・・するものとする」と定められた政策上の指針であり、被告福島県知事に職務上の義務を課したものではない。

原告が引用する前段の「放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速に行う」と、後段の「周辺地域の住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等、周辺地域の住民等に役立つ正確かつきめ細かな情報を

適切に提供する」との文脈は、後段が前段の取組内容を具体的に示したものであり、並列の関係ではない。

3 「3 事実経過」について

(1) (1)について

アについて、原告らが引用する政府事故調中間報告書の記載の存在について認める。

イについて、「文部科学省は12日夕方以降、オフサイトセンターへのモニタリングカーの派遣を決定し」との点につき、甲C12号証によれば文部科学省が派遣決定をしたのは3月11日であり、12日夕方以降に派遣指示をしたとされている(甲C12号証、249頁)。

その余の原告らが引用する政府事故調中間報告書の記載の存在について認める。

ウについて、原告らが引用する政府事故調中間報告書の記載の存在について認める。

エについて、原告らが引用する政府事故調中間報告書の記載の存在について認める。

オについて、被告福島県として認否の限りでない。

カについて、被告福島県が3月13日までに避難区域境界などの8ヶ所にモニタリングポストを設置し、その測定結果を3月14日から定期的に公表したとの点及び原告らが提出した新聞記事の存在について認め、「被ばくの危険性について、県民に正確な情報を提供しなかった」との点について争う。

(2) (2)について

アについて、原告らが引用する政府事故調中間報告書の記載の存在について認める。

イについて、原告らが引用する政府事故調中間報告書の記載の存在について認める。

ウについて、被告福島県がSPEEDIの計算結果について電子メールで送付を受けていたとの点及び同電子メールの多くを削除したとの点について認めるが、そもそも福島県地域防災計画によれば、環境放射線モニタリング体制の整備として「県

は、国等と連携して、平常時からSPEEDIと環境放射線テレメータシステム等を連携させるなど、気象情報、空間放射線量率等の情報伝達のネットワークを整備・維持するものとする」とされ、緊急時モニタリング体制においては「SPEEDIネットワークシステムによる予測情報の収集」をすることとされており、福島県地域防災計画は被告福島県に対しSPEEDIの計算結果を原子力発電所の周辺自治体あるいは住民に対し情報提供することを義務付けるものではない。

エについて、原告らが引用する政府事故調中間報告書の記載の存在について認める。

オについて、被告福島県県庁内に設置されていたSPEEDI端末が震災直後から受信不可能となったとの点について認める。

被告福島県災害対策本部が、原子力安全技術センターから3月12日23時54分から3月16日9時45分までの間にSPEEDIの計算結果が添付された電子メール計86通を受信したとの点(原告らが「23時」とするのは「23時54分」の誤りである)、同86通のうち65通のデータを削除したとの点及び受信したSPEEDIの計算結果が原子力発電所の周辺自治体あるいは住民に情報提供されなかった点について認めるが、そもそも福島県地域防災計画によれば、環境放射線モニタリング体制の整備として「県は、国等と連携して、平常時からSPEEDIと環境放射線テレメータシステム等を連携させるなど、気象情報、空間放射線量率等の情報伝達のネットワークを整備・維持するものとする」とされ、緊急時モニタリング体制においては「SPEEDIネットワークシステムによる予測情報の収集」をすることとされており、福島県地域防災計画は被告福島県に対しSPEEDIの計算結果を原子力発電所の周辺自治体あるいは住民に対し情報提供することを義務付けるものではない。

「このことにより、各自治体においてはSPEEDIの計算結果にもとづいて放射性物質の拡散方向について予測することができないまま手探りの状態で避難せざるを得ず、その結果として県内子ども原告らは被ばくを避ける機会を奪われた」との点は争う。

原告らの主張は、被告福島県においてSPEEDIの計算結果を原子力発電所の

周辺自治体あるいは住民に対し情報提供していれば、福島県内各地の市町村に居住していた子ども原告らが、それぞれの居住地において、具体的にどのように被ばくを避けることができたとするのか、子ども原告らやその保護者らが被ばくを避ける方法及びその相当因果関係は全く明らかにされていない。

(3) (3)について、不知。なお、甲C21号証及び甲C22号証は体裁上出典が全く不明である。

4 「4 義務違反の内容」について

(1) (1)について、被告福島県として認否の限りでない。なお、「平成24年3月17日」とあるのは「平成23年3月17日」の誤記と解される。

(2) (2)について

ア アについて争う。

被告福島県において、平成23年6月3日に公表されたモニタリングカーによる測定結果について、モニタリングカーによる測定は原子力災害現地対策本部の指示のもとで行われたものであり、被告福島県を含む各機関は測定した結果を原子力災害現地対策本部に報告している。

以上の状況において、モニタリングカーによる測定結果を、被告福島県において住民に情報提供する義務を課せられるものではない。

よって、被告福島県として、原告らが主張する職務上の義務を負うものではない。

イ イについて争う。

原告らは、「放射線の危険性についての正確な情報」を県民に提供することを怠ったと主張するが、原告らの主張する「放射線の危険性についての正確な情報」がいかなるものであるのか、全く特定されていない。

放射線の危険性について、被告福島県は国が情報提供する内容を前提として、県内各地の放射線量のデータ等を情報提供していたものである。

被告福島県は、独自に放射線の危険性に関する情報を住民に情報提供する義務を課せられるものではない。

よって、被告福島県として、原告らが主張する職務上の義務を負うものではない。

い。

ウ ウについて争う。

被告福島県災害対策本部が、原子力安全技術センターから3月12日23時54分から3月16日9時45分までの間にSPEED Iの計算結果が添付された電子メール計86通を受信したとの点（原告らが「23時」とするのは「23時54分」の誤りである）、同86通のうち65通のデータを削除したとの点及び受信したSPEED Iの計算結果が原子力発電所の周辺自治体あるいは住民に情報提供されなかったとの点について認めるが、福島県地域防災計画は被告福島県に対しSPEED Iの計算結果を原子力発電所の周辺自治体あるいは住民に対し情報提供することを義務付けるものではない。

以上の状況において、受信したSPEED Iの計算結果を、被告福島県において住民に情報提供する義務を課せられるものではない。

よって、被告福島県として、原告らが主張する職務上の義務を負うものではない。

(3) (3)について

原告らは「これを知ることができず、被ばくを避ける機会を奪われた」と主張するが、争う。

原告らは、「子ども原告らやその保護者らは被ばくを避ける機会を奪われた」と主張するが、県内の各地の市町村に居住していた子ども原告らやその保護者各人が、それぞれの居住地において、具体的にどのように被ばくを避ける機会を奪われたとするのか、子ども原告らやその保護者らが被ばくを避ける方法及びその相当因果関係は全く明らかにされていない。

5 「5 求釈明」について

(1) (1)について

アないしウについて、被告福島県として不知。

エについて、平成23年3月11日から3月末日までに被告福島県が行ったモニタリング結果は以下のとおりである。

福島県内各地方環境放射能測定値（丙C1号証）

県内7地方環境放射線測定結果(丙C2号証)

20km~50km圏付近環境放射能測定結果(丙C3号証)

モニタリングポストのNaIスペクトルデータについて(丙C4号証)

紅葉山における観測の時系列データ(丙C5号証)

(2) (2)について、被告福島県として答弁の限りでない。

第2 「第2 子どもたちに安定ヨウ素剤を服用させることを怠った違法について(訴状請求原因第3の2)」に対して

1 「1 法令の定め」について

(1) (1)について

アについて、原告らが引用する原子力災害対策特別措置法の条項の存在について認める。

イについて、原告らが引用する防災指針の記載の存在について認める。

ウについて、原告らが引用する福島県地域防災計画・原子力災害対策編の記載の存在について認める。

(2) (2)について

原告の主張する職務上の義務について否認する。

アについて、被告福島県として認否の限りでない。

イについて

1) 福島県防災会議会長及び委員の職務上の義務について否認する。

災害対策基本法14条2項によれば、都道府県防災会議は同項各号に掲げる事務をつかさどるとされるにとどまる。同法4条によれば、都道府県は当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成する責務を有するとされていることから、福島県地域防災計画の作成及び実施義務を負うのは被告福島県であり、福島県防災会議会長及び委員ではない。

よって、福島県防災会議会長及び委員は、原告らが主張する職務上の義務を負うものでない。

2) 福島県知事の職務上の義務について否認する。

被告福島県地域医療課では、3月12日以降、毎日数回、国のオフサイトセンター医療班に対し、安定ヨウ素剤服用についての国の判断を確認していたが、その都度、同医療班から「国の判断を待って対応するように」、「今の段階では、安定ヨウ素剤服用の必要はない」との指示を受けていた。

被告福島県地域医療課では、甲C3号証が発出されたとされる午前10時35分以降も、3月18日までの間、同医療班に対し確認を行い、同医療班から「今の段階で安定ヨウ素剤服用の必要はない」との指示を得ていた（丙C6号証）。

被告福島県は、安定ヨウ素剤の服用指示については副作用への配慮が必要で、専門的判断が不可欠であると考え、市町村への配備を行いながら、国の服用指示に備えることが最善であると判断していた。

被告国によって、20km圏外では配布・服用の必要なしとの明確な判断がなされている中で、被告福島県が独自に服用指示を出すべき理由はなかった。

よって、福島県知事は、原告らが主張する職務上の義務を負うものでない。

2 「2 事実の経緯」について

- (1) (1)について、原告らが引用する政府事故調中間報告書の記載の存在について認める。
- (2) (2)について、原告らが引用する政府事故調中間報告書の記載の存在について認める。
- (3) (3)について、原告らが引用する政府事故調中間報告書の記載の存在について認める。
- (4) (4)について、原告らが引用する政府事故調中間報告書の記載の存在について認める。
- (5) (5)について、原告らが引用する政府事故調中間報告書の記載の存在について認め、記載内容について否認。

現地対策本部長がなしたとするスクリーニングレベルの基準値を1万3000cpmに据え置くべきとの指示は、県災害対策本部には伝わっていなかった（丙C6号証）。

また、同指示が伝わったか否かに関わらず、被告福島県はスクリーニングレベルとしては1万3000 cpm の基準を据え置いたままであり、除染方法について1万3000 cpm 以上10万 cpm 未満を当該部位の部分的な除染（拭き取り等）とし、10万 cpm 以上を全身除染とする運用をしたものである。

(6) (6)について、原告らが引用する甲C5号証の1及び2の記載の存在及び甲C5号証の3に関し「福島県は、3月15日ころ、同病院に対し、安定ヨウ素剤4000錠を送付した」との点について認め、その余は不知。

(7) (7)について、原告らが引用する政府事故調中間報告書の記載の存在について認めるが、被告福島県が被告国の現地対策本部からの平成23年3月16日付服用指示文書を確認したのは3月18日の時点である。

被告福島県地域医療課では、甲C3号証が発出されたとされる午前10時35分以降も、3月18日までの間、同医療班に対し確認を行い、同医療班から、「今の段階で安定ヨウ素剤服用の必要はない」との指示を得ていた。

被告福島県は、安定ヨウ素剤の服用指示については副作用への配慮が必要で、専門的判断が不可欠であると考え、市町村への配備を行いながら、国の服用指示に備えることが最善であると判断していた。

被告国によって、20km圏外では配布・服用の必要なしとの明確な判断がなされている中で、被告福島県が独自に服用指示を出すべき理由はなかった。

3月18日時点において20km圏内に服用対象者が存在しなかったため、被告福島県は安定ヨウ素剤服用の指示をしていない。

(8) (8)について、不知。

(9) (9)について、原告らが引用する政府事故調中間報告書の記載の存在について認めるが、「1万3000 cpm ～10万 cpm の線量が測定されたのは901人」との点は902人の誤りである。

(10) (10)について、原告らが引用する政府事故調中間報告書の記載の存在について認める。

(11) (11)について、「安定ヨウ素剤を服用できる機会が与えられなかった」との点について、原告の主張する「安定ヨウ素剤を服用させる機会が与えられなかった」との

点及び被告福島県の対応について争う。

被告福島県地域医療課では、3月12日以降、毎日数回、国のオフサイトセンター医療班に対し、安定ヨウ素剤服用についての国の判断を確認していたが、その都度、同医療班から「国の判断を待って対応するように」、「今の段階では、安定ヨウ素剤服用の必要はない」との指示を受けていた。

被告福島県地域医療課では、甲C3号証が発出されたとされる午前10時35分以降も、3月18日までの間、同医療班に対し確認を行い、同医療班から「今の段階で安定ヨウ素剤服用の必要はない」との指示を得ていた。

被告福島県は、安定ヨウ素剤の服用指示については副作用への配慮が必要で、専門的判断が不可欠であると考え、市町村への配備を行いながら、国の服用指示に備えることが最善であると判断していた。

被告国によって、20km圏外では配布・服用の必要なしとの明確な判断がなされている中で、被告福島県が独自に服用指示を出すべき理由はなかった。

3 「3 被告国及び被告福島県の公務員の職務違反行為」について

(1) (1)について、被告福島県として認否の限りでない。

(2) (2)について

ア アについて争う。

災害対策基本法14条2項によれば、都道府県防災会議は同項各号に掲げる事務をつかさどるとされるにとどまる。同法4条によれば、都道府県は当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成する責務を有するとされていることから、福島県地域防災計画の作成及び実施義務を負うのは被告福島県であり、福島県防災会議会長及び委員ではない。

よって、福島県防災会議会長及び委員は、原告らが主張する職務上の義務を負うものでない。

イ イについて争う。

被告福島県地域医療課では、3月12日以降、毎日数回、国のオフサイトセンター医療班に対し、安定ヨウ素剤服用についての国の判断を確認していたが、その都度、同医療班からは「国の判断を待って対応するように」、「今の段階では、

安定ヨウ素剤服用の必要はない」との指示を受けていた。

被告福島県地域医療課では、甲C3号証が発出されたとされる午前10時35分以降も、3月18日までの間、同医療班に対し確認を行い、同医療班から「今の段階で安定ヨウ素剤服用の必要はない」との指示を得ていた。

被告福島県は、安定ヨウ素剤の服用指示については副作用への配慮が必要で、専門的判断が不可欠であると考え、市町村への配備を行いながら、国の服用指示に備えることが最善であると判断していた。

被告国によって、20km圏外では配布・服用の必要なしとの明確な判断がなされている中で、被告福島県が独自に服用指示を出すべき理由はなかった。

よって、福島県知事は、原告らが主張する職務上の義務を負うものでない。

第3 「第3 児童生徒に年20mSvまでの被ばくを強要した違法について（訴状請求原因第3の3）」に対して

- 1 「1 4月19日通知（甲B第2号証）が強制力を持つものであること」について
被告福島県として認否の限りでない。
- 2 「2 通知の法的根拠」について
 - (1) (1)について、原告らが引用する地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条項について認め、その余は不知。
 - (2) (2)について、原告らが引用する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の条項について認める。
- 3 「3 4月19日通知の内容」について
文部科学省から、甲B2号証の通知が出されたことについて認める。
- 4 「4 8月26日通知の内容（甲C第37号証）」について
文部科学省から、甲C37号証の通知が出されたとの点について認める。
- 5 「5 国会事故調の指摘」について
原告らが引用する国会事故調報告書の記載の存在について認める。
- 6 「6 4月19日通知の社会問題化」について
不知。

7 「7 通知の違法性」について

- (1) (1)について、甲B 2 9号証の通知及び甲C 3 7号証の通知が違法であるとの点について争う。
- (2) (2)について、「空間線量年0. 5 mSvを超える学校において授業再開を認めるべきでなかった」との主張について争う。

8 「8 公務員の職務行為義務違反の事実」について

- (1) (1)について、被告福島県として認否の限りでない。
- (2) (2)について、争う。

原告らの「この通知の法的性格は、指導、助言、援助であり、従う義務があるわけではなく、福島県内の小中学生、特別支援学校生の健康に直接に責任をもつ福島県の立場から独自に判断して、学校再開の基準を決定すべきである」との点につき、具体的にどのような基準を決定すべきだったとするのか明らかでない。

原告らは、「子ども原告らをはじめとする福島県内の小・中学生、特別支援学校生に対し、無用な被ばくをさせた」と主張するが、県内の各地の市町村に居住していた子ども原告ら各人において、それぞれの居住地との関係で、福島県によりどのような学校再開の基準が決定されるべきで、その決定により具体的にどのように被ばくを避けることができたとするのか、「無用な被ばく」の意味内容、子ども原告らの被ばくの状況及びその相当因果関係は全く明らかにされていない。

9 「9 求釈明（被告福島県に対し）」について

- (1) (1)について

福島県教育委員会が文部科学省から甲B 2号証の通知を受けて各教育事務所長、各市町村教育委員会教育長及び県立学校長に対してなした指導内容は以下のとおりである（丙C 7ないしC 9号証）。

ア 屋外活動につき、「校舎は利用して差し支えないが、校庭での活動を1日あたり1時間程度にするなど、学校内外での屋外活動をなるべく制限することが適当である」

イ 児童生徒等が受ける線量をできるだけ低く抑えるために取りうる学校等における生活上の留意事項として、

- ① 校庭等の屋外での活動後等には、手や顔を洗い、うがいをする
- ② 土や砂を口に入れないように注意する（砂場の利用を控えるなど注意が必要）
- ③ 土や砂が入った場合には、よくうがいをする
- ④ 登校時、帰宅時に靴の泥をできるだけ落とす
- ⑤ 土ぼこりや砂ぼこりが多いときには窓を閉める

(2) (2)について

① ①について

各小中学校の再開の可否は学校設置者である各市町村教育委員会の判断によるものであり、被告福島県として各市町村立の小中学校の再開時期について把握していない。

被告福島県が学校設置者である特別支援学校の再開日について、丙C10号証の平成23年度県立特別支援学校始業式・入学式実施予定日一覧のとおりである。

② ②について

福島県教育委員会が各市町村教育委員会に対してなした通知は上記(1)のとおりであり（丙C8号証）、その余の通知、協議等はない。

第4 「第4 子どもたちを直ちに集団避難させることを怠った違法について（訴状請求原因第3の4）」に対して

1 「1 防災指針、防災計画の定め」について

原告らが引用する防災指針、防災基本計画の記載について認める。

福島県地域防災計画において、屋内退避及び避難について国の防災指針と同一の内容が定められていたことについて認める。

2 「2 防災指針、防災計画の違法性」について

原告らが引用する防災指針、防災基本計画、福島県地域防災計画の内容が違法であるとの主張について争う。

3 「3 子ども原告らの被害」について

原告らが主張する「少なくとも、保護者が避難を希望する児童生徒については直ちに避難させる、希望する幼児については保護者もついていく体制を作る等の方策が取られるべきであった。」との点について争う。

「子ども原告らは、避けることができた無用な被ばくにさらされた」との点について争う。県内の各地の市町村に居住していた子ども原告ら各人において、それぞれの居住地との関係で、防災指針、防災基本計画、福島県地域防災計画にどのような避難の基準が策定されているべきとするのか、そのような指針、計画により、具体的にどのように被ばくを避けることができたとするのか、「無用な被ばく」の意味内容、原告らの被ばくの状況及びその相当因果関係は全く明らかにされていない。

第5 「第5 アドバイザー山下俊一の発言問題について（訴状請求原因第4）」に対して

- 1 「1 原発事故直後、山下アドバイザーが自ら福島県に出向いた理由」について
 柱審について否認する。被告福島県が訴外山下俊一氏を放射線健康リスク管理アドバイザーに委嘱したことは、放射線と健康に関する正しい知識を県民に提供することを目的とするものであり、放射能の危険から救済を求める福島県民の声を封じ込めるためではない。
 - (1) (1)について、原告らが引用する甲C29号証及び甲C30号証の記載の存在について認める。
 - (2) (2)について、原告らが引用する甲C30号証及び甲C31号証の記載の存在について認める。
 - (3) (3)について、原告らが引用する甲C32号証の記事の存在について認めるが、「翌18日朝、山下アドバイザーは自衛隊のヘリコプターに乗り、午後4時に福島県立医大に到着」との点は誤りである。自衛隊のヘリコプターではなく、飛行機で長崎空港、伊丹空港、福島空港を経由して福島県立医大に向かったというのが正確な経緯である。
 - (4) (4)について、原告らが引用する甲C32号証の記事の存在について認め、その余は不知。また、「3本の電話回線は鳴りっ放しで多い日には450件を超え、1時

間で20件近い問い合わせがあった」との点について不知。

- (5) (5)について、原告らが引用する甲C32号証の記事の存在について認めるが、同記事に記載された山下アドバイザーの発言について、甲C32号証の記事が実際の山下アドバイザーの発言をそのまま記載したものであるかは不知、その余は否認。

原告らが引用する甲C9号証の記事の存在について認めるが、同記事に記載された山下アドバイザーの発言について、甲C9号証の記事が実際の山下アドバイザーの発言をそのまま記載したものであるかは不知、その余は否認。

山下アドバイザーの発言を聞いた福島県民の各自の行動について不知。

原告らは講演録の一部資料としている甲C9号証等を引用しているが、科学的根拠に基づく放射線健康リスクの講演内容について言葉尻や一部分を捉えての批判は失当である。

- (6) (6)について、否認。被告福島県が山下氏を放射線健康リスク管理アドバイザーに委嘱したことは、放射線と健康に関する正しい知識を県民に提供することを目的とするものであり、放射線の危険から救済を求める福島県民の声を封じ込めるためではない。

2 「2 山下アドバイザー発言の問題点1 (総論)」について

- (1) (1)について、被告福島県が、山下氏を放射線と健康に関する正しい知識を県民に提供することができる専門家として、放射線健康リスク管理アドバイザーに委嘱したことについて認め、リスク管理が山下アドバイザーの専門外であるとの点について否認、その余は不知。

- (2) (2)について争う。

原告らが引用する甲C9号証の記事の存在について認めるが、同記事に記載された山下アドバイザーの発言について、甲C9号証の記事が実際の山下アドバイザーの発言をそのまま記載したものであるかは不知、その余は否認。

山下アドバイザーは、公表されている放射線量の情報と、これまでの科学的知見に基づいて専門家としての見解を示してきたものであり、いずれも「問題発言」「荒唐無稽な発言」などと評価されるものではない。また、原告らは講演録の一部資料としている甲C9号証等を引用しているが、科学的根拠に基づく放射線健康リスク

の講演内容について言葉尻や一部分を捉えての批判は失当である。

「山下アドバイザーの首尾一貫した目的が浮き彫りにされる—それは、福島県がどんな深刻な放射能汚染状況であろうとも住民に健康被害はなく、避難の必要がないことを訴えること、つまり集団避難によって福島県が崩壊する事態防止をひたすら配慮し、県民の人命・健康は犠牲にしても、福島県の経済復興の妨げになる要素をすべて取り除くことにあつた。」「放射線健康リスク管理アドバイザーとしての本来の目的から著しく逸脱する」とする点について、いずれも否認する。

3 「3 山下アドバイザー発言の問題点2 (リスク評価)」について

(1) (1)について争う。

原告らが引用する甲C9号証の記事の存在について認めるが、同記事に記載された山下アドバイザーの発言について、甲C9号証の記事が実際の山下アドバイザーの発言をそのまま記載したものであるかは不知、その余は否認。

山下アドバイザーは、公表されている放射線量の情報と、これまでの科学的知見に基づいて専門家としての見解を示してきたものであり、いずれも「不合理」「非科学的」などと評価されるものではない。

(2) (2)について争う。

原告らが引用する甲C9号証の記事の存在について認めるが、同記事に記載された山下アドバイザーの発言について、甲C9号証の記事が実際の山下アドバイザーの発言をそのまま記載したものであるかは不知、その余は否認。

山下アドバイザーは、公表されている放射線量の情報と、これまでの科学的知見に基づいて専門家としての見解を示してきたものであり、いずれも「科学の名に値する説明たり得ない」などと評価されるものではない。

(3) (3)について争う。

原告らが引用する甲C9号証の記事の存在について認めるが、同記事に記載された山下アドバイザーの発言について、甲C9号証の記事が実際の山下アドバイザーの発言をそのまま記載したものであるかは不知、その余は否認。

4 「4 山下アドバイザー発言の問題点3 (リスク管理)」について

(1) (1)について、争う。

原告らが引用する甲C9号証の記事の存在について認めるが、同記事に記載された山下アドバイザーの発言について、甲C9号証の記事が実際の山下アドバイザーの発言をそのまま記載したものであるかは不知、その余は否認。

原告らが主張する「自分があたかも行政主体の中心であるかのような口ぶりで、配布の不要を語る」との点につき、何をもって「行政主体の中心であるかのような口ぶり」とするのかは不明であるが、山下アドバイザーが委嘱された業務は放射線と健康に関する正しい知識を県民に提供する業務であり、安定ヨウ素剤の配布に関する見解を述べることは何ら権限逸脱ではない。

(2) (2)について、争う。

原告らが引用する甲C9号証の記事の存在について認めるが、同記事に記載された山下アドバイザーの発言について、甲C9号証の記事が実際の山下アドバイザーの発言をそのまま記載したものであるかは不知、その余は否認。

5 「5 小括」について

(1) (1)について、争う。

山下アドバイザーの発言を聞いた福島県民の各自の行動について不知であるが、「県民に無用な被ばくをさせることになった」との点について、山下アドバイザーの発言と、県民が具体的にどのように無用な被ばくをしたとするのか、「無用な被ばく」の意味内容、子ども原告らの被ばくの状況及びその相当因果関係は全く明らかにされていない。

(2) (2)について不知。

6 「6 法律関係について」について

(1) (1)について

原告は、「山下アドバイザーの一連の発言が『公権力の行使』に含まれるのは明らかである」「『公権力の行使』に該当するのは当然である」と主張するが、争う。

被告福島県は平成23年3月19日付けで山下氏を放射線健康リスク管理アドバイザーに委嘱したが、放射線健康リスク管理アドバイザーの業務は放射線と健康に関する正しい知識を県民に提供するというものである。

山下アドバイザーの発言は、県民の行動を制限するなど何らかの法的、事後的効

果を生じるというものではないから、「公権力の行使」にあたらぬ。

(2) (2)について、県放射線健康リスク管理アドバイザーが「公務員」にあたる点について争わない。

(3) (3)について、山下アドバイザーが職務上の注意義務に違反した点について全て否認ないし争う。

7 「7 小括」について、争う。

原告らは「山下発言が県民とりわけ子どもたちに無用な被ばくを強いた」と主張するが、山下アドバイザーの発言によって、県民とりわけ子どもたちが具体的にどのように無用な被ばくを強いられたとするのか、発言との相当因果関係は全く明らかにされていない。

また、本件訴訟はあくまでも原告らの請求であって、県内の各地の市町村に居住していた原告ら各人において、それぞれの居住地との関係で、山下アドバイザーの発言によって、どのような機序で無用な被ばくを強いられたとするのか、発言との相当因果関係は全く明らかにされていないものであり、失当である。

以 上